

認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の運営推進会議を活用した評価の実施等について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととなっていました。

しかしながら、平成27年度（2015年度）及び令和3年度（2021年度）の介護保険制度の改正により、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、介護・医療連携推進会議）に報告した上で公表する仕組みとなりました。

豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「市条例」という。）では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催することを規定していますが、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、この自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこととされました。これによりサービスの質の評価の客觀性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とします。

各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが市条例により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要となります。

【評価の実施方法について】

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことをめざすものです。

②介護・医療連携推進会議による評価について

（1）介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。

（2）このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市職員または地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要となっています。これらの方が、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付して意見を求め、その意見については介護・医療連携推進会議で報告する等を行い一定の関与を確保してください。

2. 小規模多機能型居宅介護

①自己評価について

(1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、そのうえで、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことをめざすものです。

(2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成されます。

ア スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、市条例により配置が義務づけられているすべての従業者が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことできなかった従業者があった場合に、直ちに市条例に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

イ 事業所自己評価

- ・ 各自分が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行ってください。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従事者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めてください。

②運営推進会議における評価について

(1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告したうえで、利用者、市職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことをめざすものです。

(2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員または地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。なお、これらの方が、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付して意見を求め、その意見については運営推進会議で報告する等を行い一定の関与を確保してください。

3. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

①自己評価について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者および当該事業所の管理者（以下「従業者等」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、そのうえで、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことをめざすものです。
- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所のすべての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成されます。

ア 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、すべての従業者等が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことできなかった従業者等があった場合に、直ちに市条例に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

イ 事業所自己評価

- ・ 各自分が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従事者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めてください。

②運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告したうえで、利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことをめざすものです。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員または地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。なお、これらの方が、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付して意見を求め、その意見については運営推進会議で報告する等を行い一定の関与を確保してください。

4. 認知症対応型共同生活介護

①自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、そのうえで、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことをめざすものです。
- (2) したがって、認知症対応型共同生活介護における自己評価は、事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成されます。

ア スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・ 原則として、市条例により配置が義務づけられているすべての従業者が行うことが望ましいですが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことができなかつた従業者があった場合に、直ちに市条例に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではありません。

イ 事業所自己評価

- ・ 各自分が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行ってください。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従事者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めてください。

②運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告したうえで、利用者、市職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことをめざすものです。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市職員または地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要です。なお、これらの方が、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付して意見を求め、その意見については運営推進会議で報告する等を行い一定の関与を確保してください。

【結果の公表について】

- (1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければなりません。
- (2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して配布するとともに「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページ

ジへの掲載または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

(3) 事業所が所在する市町村は、サービスの利用希望者の選択に資するため、運営推進会議等を活用した評価の結果について、市町村の窓口等における閲覧しやすい場所に掲示するように努める旨の基準があるため、評価の結果につきましては、速やかに当市へ提出してください。

(問合せ)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146

E-mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp